

生命保険の生活設計に対する役割と実態

— 愛知県における調査 —

久 武 綾 子

(家政学教室)

I. は じ め に

近来、医学の発達によって平均寿命が延びたので、一家の家計責任者の死亡によって起こる経済的危険の発生する確率は小さくなり、万一の場合でもある程度の社会福祉が発達して来たため、残された家族の者が路頭にさまようというような不安と危険は、いくぶん少なくなった。しかしながら高度の文明の発達によってもたらされる諸種の危険は減少しないばかりか、平均寿命の延びによる老後の生活に対する不安は物価上昇のはげしい今日、いやまずばかりである。そこで、人々のこのような危険と不安に対処する方策の1つとして生命保険への加入が考えられるであろう。

生命保険は、加入者側にとっては高価な買物であるにもかかわらず、生半可な知識のままに契約する人が多いのではなからうか。そのようなことに関して、これまで生命保険に対する実態調査は、企業側からの立場で実施された実態調査¹⁾は報告されているが、加入者側からの実態調査は報告されていないようである。そこで、このたび著者は加入者側の立場から、①「被調査者がその家族の生活設計上、どのような意図でもって生命保険に加入したか、という点を中心とし、②家庭経営の視点からは、生命保険の加入や契約をめぐる家族員間の意思決定についても調査したので報告する。

II. 生命保険の種類とその解説

近年、生命保険は多くの種類が売り出されており、既刊の著書やパンフレットにその解説がされているものの、一貫した説明がされていないので不明な点が多い。そこで本論に入る前に生命保険の種類とその解説をし、後述の調査結果の分析と考察の一助としたい。

生命保険会社の販売している保険商品には、いろいろの種類があるが、これを分類すると、人の死亡を条件として保険金を支払う死亡保険と人の生存を条件として保険金を支払う生存保険²⁾およびその両者を組み合わせた生死混合保険に大別することができる。以下、本稿では保険の種類²⁾の解説の便をはかるため事例をあげその保険料金を算出しておく。

1. 死亡保険

死亡保険は、被保険者の死亡を保険事故として保険金を支払うもので、基本的には定期保険と終身保険に分類することができる。

(1) 定期保険

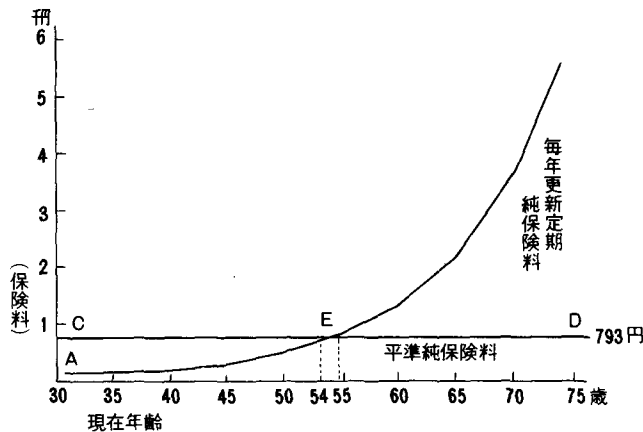
定期保険は契約の時から一定期間中に被保険者が死亡した場合に限り、一定の保険金が支払われる。したがって被保険者がその期間の最終日まで生存したときは保険金は支払われず保険料は掛け捨てとなる。保険期間は1年、3年、5年……の如くで保険期間の長いものは理論的には定期保険であっても実質的には終身保険となってしまう。次に事例をあげ保険料金の計算方法を示しておく。保険料は保険金×死亡率である。

事例1. 被保険者の契約時の年齢30歳、保険金10万円、1年定期保険、予定利率が年5.5%の場合、計算法……予定死亡表として第2回全会社表³⁾を用いると、0歳時に10万人出生した人は、30歳には95,932人に減少し、さらに30歳のとき1年間に137人死亡することになる。したがって死亡保険金支払額は、年央において10万円×死亡者数137人すなわち1,370万円となる。5.5%の現価表によれば、年央に1,370万円を得るためには、その年度始めには1,370万円×0.97358すなわち1,334万円が必要である。年度始めには95,932人の被保険者がいるからその分担額は1,334万円÷95,932人すなわち被保険者1人当たり139円を必要とする。⁴⁾

(2) 終身保険

被保険者がいつ死亡しても保険金が支払われる。したがって遺族保障を唯一の目的として利用される。保険料の算出方法には毎年更新定期純保険料と平準純保険料があるが計算方法が複雑であるのでここではその結果を図1-1として図説した。

図1-1 普通終身保険
(國崎 裕：生命保険、東京大学出版会)



2. 生存保険

被保険者が保険期間満了の日まで生存したときだけ、保険金が支払われる保険で途中で死亡したときには保険金は掛け捨てになる。生存者に支払われる保険料は、その期間中に死亡した被保険者の犠牲において支払われることになる。保険料は保険金×生存率である。⁵⁾

事例2. 被保険者の契約時の年齢30歳、保険金10万円の場合で、1年後の生存者に1人当たり10万円支払うとすると、その保険料は、 $10万円 \times 998.57 \div 1000 = 99,857円$ である。

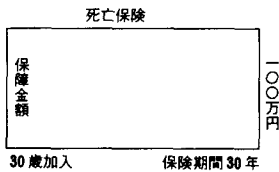
したがって生存率が高ければ高いほど保険料と保険金が等額に近づき、貯蓄ときわめて類似した関係にあり保険としての機能を果さなくなる。したがってこのままの形で独立の契約として販売されることは殆んどない。

なお、生存保険の特殊な形態として生命年金がある。生命年金というのは、ある定った金額を基金として年金受取人が年金支払日に生存していることを条件として一定期間継続して支払われるものである。

3. 生死混合保険

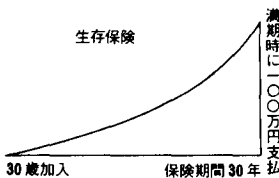
以上の死亡保険と生存保険を組み合わせたもの。したがって被保険者が保険期間内に死亡した場合も満期まで生存した場合でも保険金が支払われる。次に図IIによって死亡保険、生存保険、生死混合保険の関係を説明しよう。⁶⁾

図II-1 死亡保険



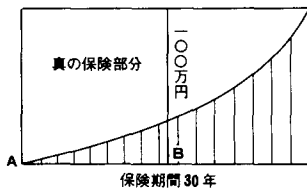
左図のように30年間いつ死亡が起ころとも100万円が支払われるという保障である。そのための保険料は保険金100万円について年払いで4,950円というような割合である。ただし生存者はこの保険料は掛捨てとなる。

図II-2 生存保険



生存保険は30年後の生存者だけが100万円を得る。そのための保険料は年払いで14,610円というような割合である。そしてこの場合、途中の死亡者はそれまでの保険料の累積額を喪失する。

図II-3 生死混合保険



死亡保険と生存保険を組み合わせたもの。かりにB時点で死亡が起ころったとき、100万円の保険金が支払われる。この場合、B時までの生存保険のための保険料積立金が100万円に含まれて支払われる。

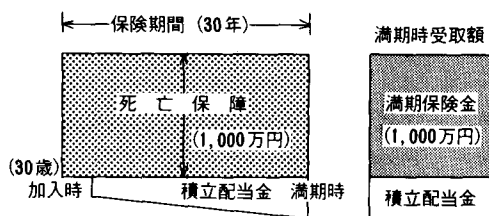
生死混合保険には、普通養老保険と定期付養老保険、こども保険、家族保険等がある。

(1) 普通養老保険

生存保険と死亡保険とを同額ずつ組み合わせたもので、被保険者が期間途中で死亡した場合も期間満了まで生存した場合でも同額の保険金が支払われる。図III-1

事例3. 被保険者の契約時の年齢30歳、保険金額1,000万円、保険期間30年、男子の場合 保険料月払い20,000円⁷⁾

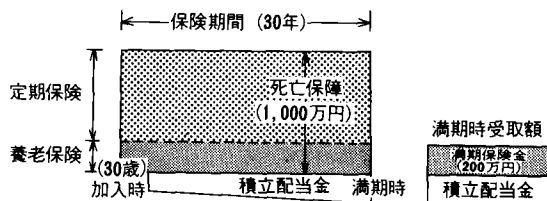
図III-1 普通養老保険



(2) 定期付養老保険

普通養老保険を基に定期保険を組み合わせたもの。被保険者が死亡した場合にも、満期時まで生存していた場合にも保険金は支払われるが、死亡保険金が満期保険金の2倍、3倍、5倍などの倍型になっており、保障に重点を置いた保険である。図III-2に図説した。

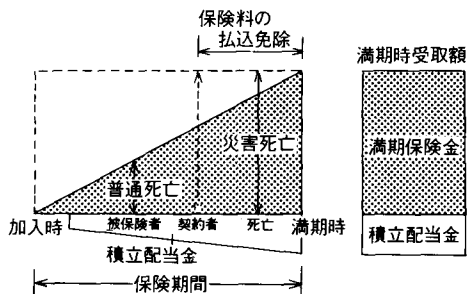
図III-2 定期付養老保険



事例4. 被保険者の契約時の年齢30歳，保険金額：満期200万円，死亡1,000万円，保険期間30年，男子の場合の保険料は月払い9,040円⁸⁾

(3) こども保険

被保険者が子どもで，契約者が親という形をとっている保険である。子どもが満期時まで生存した場合には満期保険金が支払われ，途中で死亡した場合にも既に払い込んだ保険料程度の死亡給付が支払われる。更に契約者が保険期間内に死亡するようなことがあれば，それ以後の保険料は免除され，保障は満期時まで継続される仕組みになっている。図III-3に図説した。

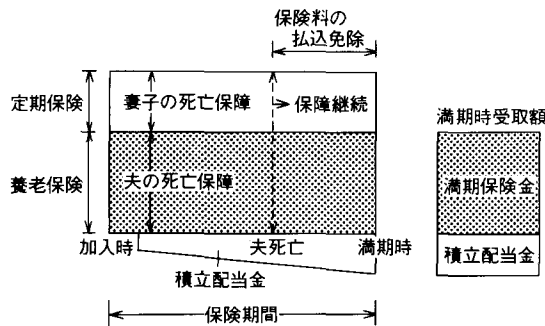


☆保険期間の内、学齢時になると入学祝金として一定の金額が支払われる。

(4) 家族保険

この保険は、被保険者を夫婦と子どもとしており、家族を一括して保障するものである。主に夫の養老保険と妻子の定期保険が組み合わさっており、保険期間内に夫が死亡した場合は死亡保険金が支払われ、しかも死亡後の保険料が免除になり保障は続くという仕組みである。しかし夫が満期時まで生存した場合は、満期保険金が支払われるかわりに妻と子の定期保険も消滅するようになっている。図Ⅲ-4に図説した。

図Ⅲ-4 家族保険



III. 調査方法

1. 調査題名：生命保険に関する意識調査。
2. 調査地域：愛知県における住宅、団地、近郊農村、山村の4地域を調査地域とした。

表1 参照

3. 調査対象：調査地域として選定した各地域にある小学校をいくつか無作為抽出して調査の依頼をし、そのうち承諾を得られた小学校12校に在学する5、6学年の児童全員の保護者。

4. 調査方法：質問紙調査法による。

調査依頼校へ調査者が質問紙を郵送または持参し、児童を通じ保護者に配布し記入してもらい回収した。

5. 調査実施時期

配布時期：昭和53年6月上旬～7月上旬

回収時期：昭和53年7月上旬～7月中旬

6. 質問紙の配布、回収状況

配布数：1838部、回収数：1575部、回収率：85.7%、学校別配布数および回収率は表1に示す。

7. 調査内容および構成

①加入状況、②加入動機、③加入の意思決定者、④生命保険に対する満足度、⑤解約とその意思決定者、⑥生命保険の制度に関する認知度、⑦老後資金に関する意識、手段、意思決定者、⑧住宅資金に関する意識、手段、意思決定者、⑨教育資金に関する意識、手段、意思決定者

久 武 綾 子

表 1 調査校および配布・回収状況

地 域	学 校 名	所 在 地	配布数	回収数		回収率
				部	%	
住宅地域	金城小学校	名古屋市北区若園町	426	319	74.9	
	上野小学校	名古屋市千種区鶴屋上野町	458	383	83.6	
	団 地	相生小学校	名古屋市天白区大門町	884	702	79.4
近郊農村地域	桜木小学校	豊田市小桜町	208	188	90.4	
	幸田小学校	瀬田郡幸田町	194	184	94.8	
	志貴小学校	安城市柿崎町	232	227	97.8	
			88	82	93.1	
			514	493	95.9	
山村地域	小渡小学校	東加茂郡旭町	57	54	94.7	
	大沼小学校	東加茂郡下山村	50	26	52.0	
	鳳来寺小学校	南設楽郡鳳来町	27	20	74.1	
	中央小学校	北設楽郡東築町	41	41	100.0	
	名倉小学校	北設楽郡設楽町	43	41	95.3	
	神田小学校	北設楽郡設楽町	14	10	71.4	
			232	192	82.8	

8. 調査対象者の属性

1) 世帯主の年齢

30～35歳	35～40歳	40～45歳	45～50歳	50～55歳	55～60歳
3.3%	31.0%	47.8%	13.8%	3.0%	0.6%

2) 家族構成員数

2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	無記入
0.6%	9.3%	43.3%	27.0%	12.8%	4.3%	1.2%	1.5%

3) 一世帯当たりの人数

全地域	住宅地	団地	近郊農村	山村	愛知県*
4.62人	4.43人	4.18人	4.83人	5.30人	3.62人

* 昭和52年 人口動態統計

4) 一世帯当たりの月収

10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30万円以上	無 記 入
2.0%	9.2%	24.4%	24.7%	14.5%	22.0%	3.2%

5) 世帯主の学歴

小・中卒	高 卒	大 卒	その 他	無 記 入
34.8%	39.6%	20.9%	1.6%	3.1%

6) 世帯主の職業

専門・技術	事 務	生産工程	販 売	農 林	運 輸	その他無記入
41.6%	10.3%	11.4%	22.3%	2.8%	5.7%	6.2%

7) 質問紙の記入者

夫	妻	祖父母	その他	無記入
20.9%	68.4%	0.5%	0.6%	1.3%

8) 生命保険への加入率（全地域）

加入	未加入
95.7%	4.3%

9) 加入生命保険の種類と割合

普通養老	定期付養老	その他養老	終身	定期	こども	家族	財形	その他	計
35.2%	17.5%	3.9%	4.2%	3.8%	28.6%	1.4%	0.1%	5.3%	3,470件

10) 組織別生命保険の割合

民間生命保険	簡易保険	農協生命共済
52.1%	36.9%	11.0%

IV. 調査結果と分析

1. 生命保険加入状況による類型化

冒頭で述べたように本稿では、被調査者が家族の生活設計上、どのような意図で生命保険に加入したかを中心にして分析した結果を述べる。まず加入状況によっていくつかの型に類型化してみた。

(1) 類型化の方法

さて、生活設計というのは簡単に図式化すると、不時の出費や不慮の事故に対する備えを底辺にして、その上に人生の三大資金需要である住宅、教育、老後をどうプランニングするかである。⁹⁾これをまた、極力、単純化して考えると、①万一の場合の生活の保障、②老後の生活資金の2点にまとめられよう。さらに子どものある世帯では③子どもの教育や結婚資金も不可欠の要素である。

そこで本稿では①②③の3点から生命保険加入世帯を分析したところ、6つの型に類型化できるのではないかと思われた。なお、この類型化は週刊東洋経済の「生命保険の有効な活用法」¹⁰⁾を参考にしたが、それとは大分異なる。

(2) 類型化するための基準

類型化するうえで問題となるのは、その基準である。そこで、各種の生命保険のパンフレットによって保障の程度を比較して勘案した結果、民間保険、簡易保険、農協生命共済とともに災害死亡保険金が満期保険金の11倍以上となっているのを①「大きな保障を確保」と考えることにした。

次に老後資金は、最低必要資金で計算しても1,200万円は必要であり、この1,200万円を3分してその1つを生命保険の満期金でおきかえてよいともいわれる。¹¹⁾そこでこのような満期金が400万円以上の型を②「老後資金の準備金型」とした。

以上の①と②に③の子ども保険を加え、総合的に考えた結果、以下に述べるような6つの型に分けて考察することにした。

(3) 6 類 型

A型…①万一の場合の家族の生活保障と②老後資金準備にする型。被保険者が子ども以外の場合で総災害死亡保険金が満期保険金の11倍以下、また11倍以上でも総満期保険金が400万円以上ある世帯。

例としては、総満期保険金と総死亡保険金が同額の500万円の場合や、さらに災害死亡特約をつけている場合等、貯蓄性が強くなっている型である。

B型…①万一の場合の家族の生活保障性の強い型。被保険者が子ども以外の場合で総災害死亡保険金が総満期保険金の11倍以上で満期保険金が400万円以下の世帯。

例として、総満期保険金100万円、総死亡保険金1,000万円、さらに災害死亡特約をつけて災害死亡保険金2,000万円を受け取るような場合がこの型に入る。

C型…③の子どもの教育資金づくりに利用する型、被保険者は子どもだけの世帯。

例として、子が小学校へ入学時に20万円、中学30万円、高校50万円、大学100万円の祝金を受けとることができ、満期時には100万円受けとるような型で、また死亡保険金の特約をつけることもできる。

A C型…①万一の場合の家族の生活保障と②老後の資金づくりと③子どもの教育資金づくりにあてる型。

B C型…①万一の場合の家族の生活保障と③子どもの教育資金づくりの手段として利用する型。

E型…いずれとも判断できない型。

以上、6つの型に分類し集計したところ、A型：33.0%、B型：11.9%、C型：3.8%、A C型：32.7%、B C型：10.9%、E型：7.7%となった。なお地域差をみると山村はB型が5.8%でA C型が46.8%を占め、団地と住宅地ではB型が14.4%でA C型は28.1%で、地域によって生命保険に対する考え方に差がみられる。すなわち山村では掛け捨て型より貯蓄性の強い型が好まれている。

なお、貯蓄性の強いA型とA C型を合計すると62.7%を占め、保障性の強いB型とB C型の合計は22.8%で、このことは生命保険が掛け捨て型より貯蓄性の強い方に人気があり、従来、わが国では貯蓄は美德という国民性¹²⁾が本調査の結果からも示唆されよう。

2. 加入状況による類型化と加入目的との関係

前項では、生活設計上、生命保険に加入する型にどのような型があるかを類型化してみたが、はたしてこの類型化が妥当であるかどうかを被調査者の生命保険に加入する際の目的と照合したのが、次に示す図IVである。

図IV 加入状況による類型とその加入目的との関係

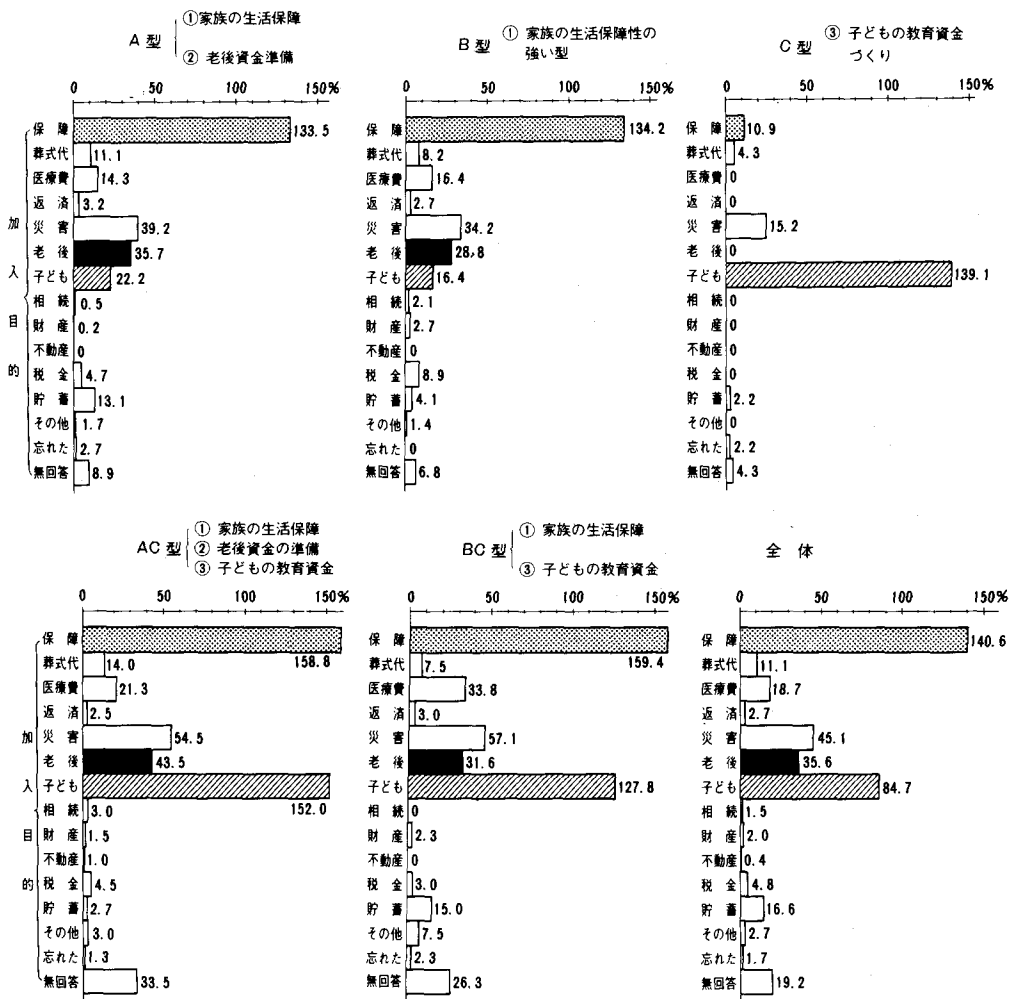


図-IVによると加入目的は、C型を除けばいずれの型も万一の場合の家族の生活保障のためという率が非常に多く、A型、AC型は貯蓄性の強い型であるにもかかわらず、老後の生活資金のためという率が予側に反し少なかった。このことは生命保険に老後の生活資金づくりをあまり期待していないこと示唆するものにほかならない。

3. 老後の生活資金と生命保険

私達の長期生活設計において老後の生活資金づくりをどのように計画するかは、物価上昇のはげしい現代においては不可欠の問題である。

そこで本調査でも老後の生活資金についてその心配の有無を尋ねたところ、心配がない8.1%、心配があるが多分大丈夫が31.9%、大いに心配だ31.4%、老後のことなど考えたことがない12.7%、無回答が15.9%であった。なお、心配がないという人たちにその理由を尋ねたところ、退職金や年金などで生活してゆけるという率が60.3%で一番多く、2位は

働けるまで働くが47.6%で、3位は預貯金、財産が21.9%で、生命保険に加入しているからという率は18.5%で第4位であり、人々は生命保険を老後の資金づくりにあまり期待していないことがわかった。このことは前項でも述べたとおりである。

なお、1の加入状況の類型化と老後資金づくりとの関係を調査してみたが、型によって特筆すべき差異はみられなかったなのでここでは省略する。

4. 住宅資金づくりと生命保険

長期生活設計を立てるうえで住宅計画は非常に大きな課題の1つである。青木茂氏によると、住宅は長子が生まれてから中学校に入学するまでに持つのが理想であるといわれる¹³⁾ところが本調査の場合は小学校5、6年の親が対象であるのでその年齢ではすでに遅いとも思われる。したがって、もう住宅を持った世帯もあるのではないかと思われたので過去の住宅資金についても含めて尋ねた。

その結果、50.8%は考えている(いた)と答え、考えていない率は32%であった。なお団地では将来の住居を考えているであろうと予測したが、それにもかかわらず、考えていない率が37%で他の地域よりいくぶん高めであった。

次に、住宅資金づくりの具体的な手段として考えられているのは、住宅ローン等が64.3%、預貯金61.0%で借金13.1%、生命保険は6.4%で第4位であった。

住宅資金づくりとして生命保険は4番目くらいにしか考えていないが、しかし、住宅ローン等を利用する際には生命保険に加入しておき、ローンの返済が済まないうちに働き手が死亡した場合に保険金から返済するようにして危険に対処している。なお近頃では住宅ローンを利用の際には生命保険への加入がセットされており、いわば強制的に加入させられるしくみになっている。

5. 教育づくりと生命保険

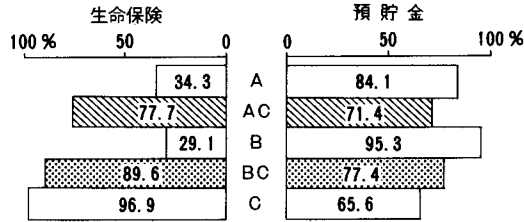
文部省の学校基本調査によると、昭和52年の大学、短大進学率は38.4%であり、また最近の全国世論調査¹⁴⁾によると「子どもの教育には生活をきりつめても金をかけるべきだ」という率が39.8%あり、教育熱は高い。

そこで本調査で教育資金の対策の有無を尋ねたところ65.8%は考えており、そのうち1位は預貯金の76.4%で2位は子ども保険の58.8%であった。この子ども保険には契約者が死亡または廃疾となった場合、以後の保険料払い込みが免除される利点がある。保険額は子ども1人当たり50~100万円が34%、100~200万円が25.3%を示し、山村では100~200万円が36.5%で他地域より高いのは、農協の子どもや学資保険の利用者が多いからである。

次に、前述1で述べた加入状況による類型と教育資金づくりの意識との関係をみると、子ども保険加入のA C型、B C型、C型では教育資金づくりを考えている家庭が多く、子ども保険未加入のA型、B型では教育資金づくりを考えていない家庭が多かった。

なお、次の図-Vに示すように生命保険を教育資金づくりと考えているのは、子ども保険に加入のB C型、C型であるのは当然のことといえる。

図1 加入状況による類型と教育資金づくりとの関係



6. 月収入と月平均保険料

総理府家計調査によると、昭和52年の1世帯当たり平均1カ月間の実収入（286,039円）に対する保険掛金（11,760円：掛け捨は含まず）の割合は4.1%である。¹⁵⁾ただしこれは保険に加入している世帯もそうでない世帯も含めての平均であるから保険加入者だけについて考えればこの値はやや高くなる。ちなみに生命保険文化センターによる昭和51年度の生命保険実態調査¹⁶⁾によると、10世帯のうち約9世帯までが生命保険に加入しており、払込保険料の年収に占める割合は約7.3%で、1カ月当たりで約15,700円になる。

さて、本調査における世帯間払込保険料は5,000円～20,000円の範囲が50.4%で、そのうち5,000円～10,000円が多く19.2%を示す。平均月間保険料は全地域で20,642円となる。これは本調査の対象者が中高年層の働き盛りなので保険に加入する割合が高くなったものと思われる。なお平均月収入に対する割合をみると、7.9%になり、昭和51年度の生命保険実態と大差はない。また地域差をみると本調査の近郊農村と山村を合わせた比率は平均月収の約10%に当たるが、これは生命保険実態調査の郡部の8.7%に値が近く、同調査で郡部の方が都市（6.5%）よりその比率が高いのと符合している。¹⁶⁾

7. 保険受取人は誰か

満期保険金の受取人の名義を被保険者自身とするか、配偶者または子どもにするかによってそれを受取ったときの税金の種類が違う。¹⁷⁾すなわち被保険者自身の場合は所得税であるが配偶者や子の場合は贈与税が課せられる。

そこで本調査の場合そのようなことをふまえて加入しているかどうか調べてみたところ、普通養老保険および定期付養老保険については、いずれも被保険者が夫で受取人が妻、あるいは被保険者が妻で受取人が夫という2つのタイプが多いことがわかった。

しかし、このように被保険者と受取人が違う場合、贈与税の対象となることが多いので、満期保険受取人は契約者本人にしておいた方が、税金対策上有利である。なお、受取人の名義は途中で変更することもできる。

8. 解約と生活設計

生命保険に加入する際、家族周期に合わせなかったため自分の生活に不適だと思ふ場合や、現在、加入している保険より魅力のある新型保険が売り出されたとき、人々は手持の保険を解約して別の保険にきり換えようと思うのが契約者の心理である。ところが一度加入したらできるだけ解約しない方がよく、場合によっては解約すると元金さえ戻ってこないこともあり、家計上大きな損失である。¹⁸⁾

そこで本調査における解約状況を調べたところ、昭和48年から53年までに解約した率は33.5%あった。解約件数は1件が73.8%で2件は20.5%であった。地域差をみると解約率

の高いのは住宅地で40%もあるが、山村では16.5%で低率であった。

次に解約の理由を調べた結果①ほかの保険にきりかえた38.2%，②小額すぎて保険として役に立たない29.8%，③義理で入ったので10.3%，④期間が長すぎるのでいやになった7.8%，⑤まとまった金が必要になった7.2%，⑥掛金が払えなくなった3.7%，⑦勧誘員の話と内容が違っていた3.1%……であった。解約理由の1位でほかの保険に切替えるためをあげているが、中途解約より転換制度を利用した方が得策¹⁹⁾ではなかろうか。ともあれ契約時には慎重な検討が必要である。

9. 生命保険と意思決定

家庭経営においては意思決定がその中心である。家庭内で「誰が何を決めるか」という意思決定は、その権威構造の型を検出する方法として1955年、ウルフラが用い、その結果²⁰⁾は多くの家族社会学関係に引用されている。その調査に用いた8つの設問中、生命保険加入の事項があったので本調査でも生命保険の加入と解約についてと老後、住宅、教育資金づくりの意思決定について尋ねてみた。その調査結果の項目別の集計結果は図VI-1として、地域別は図VI-2として掲げる。

図-IV-1 意思決定 (項目別)

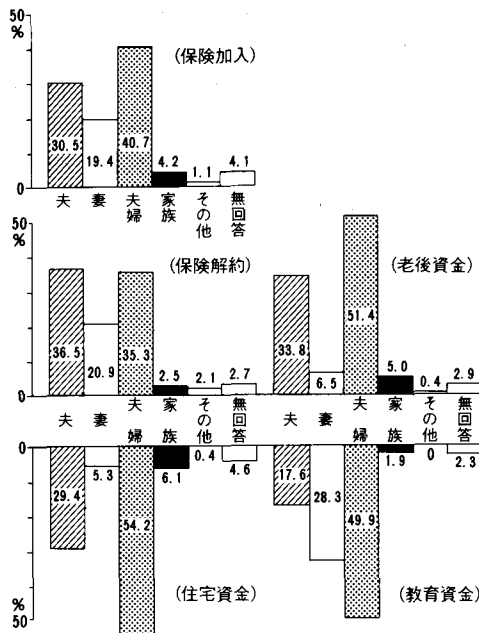
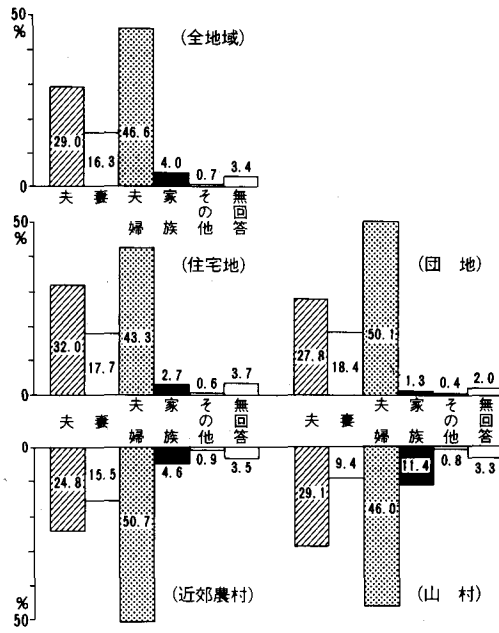


図-IV-2 意思決定 (地域別)



図VI-1によると保険解約の項目は、他の項目に比べ夫婦で相談してが少なく、教育資金については、妻の決定率が高いが、住宅資金は妻が低いのが目立つ。

次に各項目ごとに意思決定の地域差をみたところ、住宅地では全地域の結果とほとんど変わらなかった。団地では生命保険解約の際の夫および妻の決定率が31.1%と29.5%で接近しており、老後資金づくりの「夫婦で相談して」が59.4%と多く、住宅資金づくりも夫婦で相談してが66.7%を示し、全地域の54.2%をかなり上回るが妻の決定が2.2%で少ない。

なお教育資金づくりの決定では、夫は妻の半数にも満たない。以上の結果から団地では、老後問題や住宅問題が夫婦のあいだで重要な課題であるものの教育問題は妻に任せられているというようなことが推測される。

近郊農村では、生命保険加入や住宅資金づくりについて夫の決定がやや少なく、夫婦で相談しての決定がやや多いが全般的にみると全地域の平均と大差はない。

山村では、妻の決定権が弱く、家族の者による決定が重視されるなど、他地域と異った家庭生活のパターンをもっていることがわかった。

V. 要 約

以上、生命保険が私達の生活設計にどのような役割を果たしているか、その実態について調査した結果、現段階において、以下に述べるような結論がえられた。

- 1) 生命保険には多くの種類があるが、加入者は普通養老、定期付養老、子ども保険という貯蓄性の強い種類を好み、この3種類で80%以上に達しており、このことは貯蓄好きの日本人の国民性を反映しているものと思われる。
- 2) 加入状況を分析して生活設計とのかかわりあいから類型化することを試みたところ、貯蓄性、保障性、教育資金の3つの点からみると、6つの型に類型化されるようであった。
- 3) 加入状況からみた6類型というものが妥当かどうかをみるため加入目的との関係をみたところ、貯蓄性の強い型も保障性の強い型もまたその混合型も、万一の場合の生活保障を第1位にあげている。
- 4) 1)と3)からみると、つまりお金をためつつ、いざという時に役立てようというのが生命保険の短期および長期生活設計における役割といえる。
- 5) 老後問題について尋ねたところ、老後に不安を抱えている人は30%以上あったが、生命保険に加入しているから老後の心配がないという率は18.5%で生命保険は生活設計にあまり期待されていないようである。
- 6) 住宅資金づくりは50%以上の人が考えており、考えていない人は32%くらいであった。しかし生命保険によって資金づくりを考えている人は6.4%しかなかった。なお住宅ローンは危険防止のため生命保険とセットされるしくみである。
- 7) 教育資金づくりを考えている人のうち子ども保険によって得ようとする率は60%近くあり山村にその利用者が多かった。しかし教育資金は子ども保険だけではなく他の生命保険も教育資金づくりの役割があるのは当然のことである。
- 8) 一世帯当りの月間払込保険料の平均月収に対する割合は、昭和51年の生命保険実態調査では7.3%であった。本調査のそれは7.9%でいくぶん高めなのは、対象者が中高年齢層の働き盛りの人たちであったからと推測される。
- 9) 満期保険では受取人が被保険者自身である場合とそうでない場合とでは保険金を受取ったときの税金の種類が異なるが、本調査では被保険者が夫で受取人が妻というタイプが多かった。それは加入時に税金のことまで考えている人が多くなかったためと思われる。
- 10) 生命保険は中途解約すると家計上大きな損失になることが多いが、本調査では3人に1人の割合で解約しており、その理由は他の保険に切替えたためという人が38%で第1位であった。

11)家庭経営においては意思決定が中心であるが、生命保険に加入、解約、また住宅資金、老後資金、教育資金づくりについては夫婦で相談して決める率が高い。

教育資金づくりを除けば夫だけで決める率は妻だけで決める率よりはるかに高く、まだ夫の家庭内における権威が強い家庭が少なくないようである。

む す び

本稿は、生命保険が生活設計にどれだけ役立っているかを「生命保険に関する意識調査」を通じて検討したものである。調査分析したところ、対象者が実際どれ程、家族周期に合わせた加入をしているかどうか疑問が残った。今後は、もっと一般の人々が何種類も売り出されている生命保険を生活設計に合わせて選択できるような教育が望まれる。生命保険に加入して安心を買うというだけでなく、加入後も生活設計とのかかわりに関心をもちたいものである。

稿を終わるにのぞみ、本調査にご協力いただいた調査校や調査対象の方々、ならびに本学学生、稲熊淳子、河井裕子、林 典子、水野桂子の4氏に深謝の意を表す。

(昭和55年8月28日受理)

引 用 文 献

- 1) 生命保険文化センター：生命保険に関する全国調査結果の概要 (1976)
- 2) 國崎 裕：生命保険，東京大学出版会 91 (1959)
- 3) 生命保険協会
- 4) 國崎 裕：前掲書 59
- 5) 國崎 裕：前掲書 162
- 6) 國崎 裕：前掲書 164, 165
- 7) 小林玉夫：生命保険の知識 日本経済新聞社 48 (1975)
- 8) 小林玉夫：前掲書 52
- 9) 青木 茂：生命保険と生活設計 近代セールス社 54 (1976)
- 10) 生命保険特集：「生命保険の有効な活用法」週刊東洋経済 5～25 1978年9月13日号
- 11) 青木 茂：前掲書 24, 40, 71, 72
- 12) 千石 保，遠山敦子：比較日本人論 小学館 206～208 (1977)
- 13) 青木 茂：前掲書 59
- 14) NHK放送世論調査所：全国県民意識調査 23 (1979)
- 15) 総理府統計局：家計調査年報 昭和52年 59, 67 (1977)
- 16) 生命保険文化センター：生命保険料の支出状況 くらしと保険 No.205 14 (1977年6月号)
- 17) 國崎 裕：前掲書 296～303
- 18) 巢山庄司：図説 日本の生命保険，財経詳報社 92, 93 (1976)
- 19) 中日新聞記事：生命保険の下取り，トクかソンか，解約よりは有利 1978.5月12日朝刊
- 20) 戸谷 修：家族の構造と機能 風媒社 205～216 (1970)

生命保険に関する意識調査

愛知教育大学 家政学教室 家族関係学研究室

1. (a) お宅では、生命保険に入っておられますか。

- (イ) はい (ロ) いいえ
 ↓ (b)へ

(b) あなたが加入されている生命保険の種類、内容等について、下の表にご記入ください。同種類で複数あるものは、同一欄に並べて記入してください。また、目的については、それぞれについて、右上の項目より、主なものを2つまで選び表に記入してください。

保険の種類	満期	保険料	被保険者	受取人	被保険者	普通死亡	災害死亡	目的
	保険金	払込み期間			加入年令	保険金	保険金	
(例) 普通養老保険	300万円 100万円	30年 10年	夫妻	妻 夫	45 44	300万円 100万円	300万円 100万円	(イ) (ロ) (ハ)
民間 保 険	普通養老保険							
	定期付養老保険							
	その他の養老保険							
	終身保険							
	定期保険							
	こども保険							
	その他() () 保険)							
簡 易 保 険	普通養老保険							
	定期付養老保険							
	終身保険							
	定期保険							
	学資保険							
	家族保険							
農 協 保 険	財形保険							
	養老生命共済							
	長期生命共済							
	こども共済							
その他()								

3. 生命保険への加入をお決めになったのは、主にどなたのご意見からですか。1つ選んで○をつけてください。

- (イ) 夫 (ロ) 妻 (ハ) 夫婦で相談して
 (ニ) 家族で相談して (ホ) その他()

4. (a) 現在、お宅では生命保険の掛金をどれだけお支払いですか。1ヶ月払のものは1ヶ月払の欄へ、3ヶ月払のものは3ヶ月払の欄へというように。すべての生命保険についてそれぞれあてはまる欄にご記入ください

1ヶ月払	3ヶ月払	6ヶ月払	1年払	その他()
円	円	円	円	円

- (b) お宅の将来の生活上、これで保険は十分とお考えですか。(種類・金額の面)
 (イ) 満足 (ロ) 不足気味 (ハ) まだまだ不十分 (ニ) わからない

(目的)

左の表に記号を記入してください

- (イ) 万一のときの家族の生活保障のため
 (ロ) 万一のときの葬式代のため
 (ハ) 医療費や入院費のため
 (ニ) 万一のときのローンや債務の返済のため
 (ホ) 災害・交通事故などに備えて
 (ヘ) 老後の生活資金のため
 (ト) 子どもの教育・結婚資金のため
 (チ) 相続および相続税の支払いを考えて
 (リ) 財産づくりのため
 (ス) 土地・家屋の取得、建築のため
 (ル) 税金が安くなるので
 (ニ) 貯蓄のため
 (ワ) その他()
 (カ) 忘れた

2. 生命保険に加入なさった動機はどのようなことからですか。主なものを2つ選んでください。

- (イ) 出産
 (ロ) 子どもの入学
 (ハ) 加入が少なかった、未加入だった
 (ニ) 余裕ができた
 (ホ) 身近に事故や不幸があった
 (ヘ) 勧誘員の勧めでなんとなく
 (ト) 義理・勧誘員の強引な勧めで
 (チ) 親戚・知人の勧めで
 (リ) 将来に不安があったから
 (ス) その他()

5. (a) 現在加入なさっている生命保険に満足していますか。

- (イ) 十分 (ロ) 満足していない
 ↓ (b)へ

(ハ) わからない

(b) それはどのような理由からですか。

- 1つ選んで○をつけてください。
 (イ) 掛金のわりに保険金が少ない
 (ロ) 勧誘員の話と内容がちがっていた
 (ハ) 内容が将来の生活設計にそぐわない
 (ニ) その他()

6. (a) お宅で昭和48年ごろから今までに途中でおやめになった民間の生命保険がありますか。

(ある) (イ) 1件 (ロ) 2件 (ハ) 3件

→ (b)へ

(ニ) ない

(b) どうして契約を途中でおやめになったのですか。

1つ選んで○をつけてください。

(イ) 掛金が払えなくなった

(ロ) まとまったお金が必要になって

(ハ) 期間が長すぎるのでいやになった

(ニ) 義理で入ったものなので

(ホ) 少額すぎて保険として役に立たないので

(ヘ) ほかの保険種類とか共済にきりかえた

(ト) 勧誘員の話と内容がちがっていて

(チ) その他()

(c) 解約をお決めになったのは、主にどなたのご意見からですか。

1つ選んで○をつけてください。

(イ) 夫 (ロ) 妻 (ハ) 夫婦で相談して

(ニ) 家族で相談して (ホ) その他

7. あなたは、生命保険についてこのようなことをご存知でしょうか。知っているもの全部に○をつけてください。

(イ) 積立金の範囲内でお金が借りられる。

(ロ) 掛金が払い込めなくなっても契約をいかせる仕組みがある。

(ハ) 一度効力がなくなった契約も生かせる仕組みがある。

(ニ) 掛金払い込み後4日以内に申し出れば、契約を取り消し、掛金全額が戻ってくる制度がある。
(クーリング・オフ制度)

(ホ) 保険をやめたときの払戻金は、一般に払い込んだ掛金より少ない。

(ヘ) 会社の剰余金のほとんどが加入者へ配当金として支払われる。

(ト) 相続税が安くなる。

(チ) 加入時に故意に病気などについて事実をかくすと途中で契約を解除されることがある。
(告知義務制度)

(リ) 加入後10年以上継続している契約には、特別の配当金が支払われる。

(ス) 女性割引制度

(セ) 現在、加入の保険を下取りに出して新規加入する転換制度がある。

(ソ) どれも知らない。

8. (a) 現在、あなたは老後の生活資金について、心配がありますか。

(イ) 心配がない

(ロ) 心配があるが多分大丈夫 → (b)へ

(ハ) 大いに心配だ

(ニ) 老後のことなど考えていない

(b) 心配のない理由をお聞かせください。

主なもの2つまで選び○をつけてください。

(イ) 生命保険に加入している

(ロ) 預貯金・財産がある。

(ハ) 働けるまで働く

(ニ) 家族や親戚に養ってもらう

(ホ) 退職金・共済年金・国民年金・厚生年金などで生活していける

(ヘ) その他()

(c) あなたの老後の生活資金源の手立てをお決めになるのは主にどなたですか。1つ選んで○をつけてください。

(イ) 夫 (ロ) 妻 (ハ) 夫婦で相談して

(ニ) 家族で相談して (ホ) その他()

9. (a) 住宅資金づくりの手段として何かお考えですか。または、お考えでしたか。(増築・改築も含む)

(イ) 考えている(考えていた)

→ (b)(c)へ

(ロ) 別に考えていない(考えていなかった)

(b) 主なもの2つまで選び○をつけてください。

(イ) 生命保険に加入

(ロ) 預貯金

(ハ) 退職金

(ニ) 住宅ローン・金融公庫などを利用

(ホ) 借金

(ヘ) 財産の一部処分

(ト) その他()

(c) 住宅資金づくりの手段は、主にどなたがお決めですか。またお決めでしたか。1つ選んで○をつけてください。

(イ) 夫 (ロ) 妻 (ハ) 夫婦で相談して

(ニ) 家族で相談して (ホ) その他()

10. (a) 教育資金づくりの手段として何かお考えですか。または、お考えでしたか。

(イ) 考えている(考えていた)

→ (b)(c)へ

(ロ) 別に考えていない(考えていなかった)

(b) 主なもの2つまで選び○をつけてください。

(イ) こども保険、学資保険等の保険

(ロ) 預貯金

(ハ) 財産の一部処分

(ニ) 借金

(ホ) 奨学金

(ヘ) その他()

(c) 教育資金づくりの手段をお決めになったのは、主にどなたですか。または、どなたでしたか。1つ選んで○をつけてください。

(イ) 夫 (ロ) 妻 (ハ) 夫婦で相談して

(ニ) 家族で相談して (ホ) その他()

この調査に対するご意見等がありましたら、おきかせください。

ご協力どうもありがとうございました。